

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	事業事項 (事業名)	該当法令等	制度の現状	拡充促進・関係 機関に与 える効果の特 殊事項の概 要・名称	求める措置の具体的内容	具体的な事業の実施内容・推進理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 変更なし	「措置の 内容」の 変更なし	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	担 当 機 関 等	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係府 庁		
0420200	救命救急士による閉鎖 門鎖型呼吸器補助装置 (ARIS)の使用	救命救急士法第44 条 救命救急士法施行 規則第21条	救命救急士による閉鎖門鎖型呼吸器補助装置 (ARIS) の使用の是非については、制度を所管する厚生労働省において判断されるもの。		21世紀に入り、エアウェイスクープ®(以下AWSと稱す・HOYA・EIPENTAX社製)や、エアトラック®(プリズム式・スベイン製)等の新しい気管挿管用具(閉鎖門鎖型呼吸器補助装置)が開発され、普及使用されている。日本救急医学会・臨床救急医学会・日本救命救急学会・救命救急士などの関係学会ではこの数年、これらが、研修医や救命救急士などの実習結果にて、従来の直挿するフック型呼吸器補助装置と比べ短期間で習得でき成功率が高い(失敗率が少ない)という報告が多数なされてきている。しかし、現在の救命救急士法の「フック型呼吸器補助装置」は、直挿下で容易に門鎖が確認できる直挿型に限定するという文脈を前提に編纂すると、閉鎖視野で使用するAWSは許可されない。福岡の地域で、大学病院・救命救急センターとの連携をとり、十分な訓練を受けた救命救急士に限り、非常伝達装置を救命救急士に限り、非常伝達装置を救命救急士に導入し気管挿管を医師が遠方支援する体制を整え、制度の安全性を担保した上で特区対応で許可をいただき、実習の救命救急士が閉鎖門鎖型呼吸器補助装置を使用することの是非を検討するための説明・データ集積をする。従って、救命救急士法で定められている閉鎖門鎖型呼吸器補助装置の使用については、救命救急士法でも併せて規定することにより、近い将来に十分な臨床的根拠を得て見られ、実習実地見習いなど心停止になる前に助けるべき患者において、命の運命が握れる事を期待している。	21世紀に入り、エアウェイスクープ®(以下AWSと稱す・HOYA・EIPENTAX社製)や、エアトラック®(プリズム式・スベイン製)等の新しい気管挿管用具(閉鎖門鎖型呼吸器補助装置)が開発され、普及使用されている。日本救急医学会・臨床救急医学会・日本救命救急学会・救命救急士などの関係学会ではこの数年、これらが、研修医や救命救急士などの実習結果にて、従来の直挿するフック型呼吸器補助装置と比べ短期間で習得でき成功率が高い(失敗率が少ない)という報告が多数なされてきている。しかし、現在の救命救急士法の「フック型呼吸器補助装置」は、直挿下で容易に門鎖が確認できる直挿型に限定するという文脈を前提に編纂すると、閉鎖視野で使用するAWSは救命救急士には許可されない事となる。福岡の地域で、大学病院・救命救急センターなどの連携をとり、十分な臨床実習を救命救急士に行うと共に、画像伝達装置を救命救急士に導入し、気管挿管の動画像を見ながら遠方支援する体制を整え、制度の安全性を担保した上で特区対応で許可をいただき、実習の救命救急士が閉鎖門鎖型呼吸器補助装置を使用することの是非を検討するための説明・データ集積をする。従って、救命救急士法で定められている閉鎖門鎖型呼吸器補助装置の使用については、救命救急士法でも併せて規定することにより、近い将来に十分な臨床的根拠を得て見られ、実習実地見習いなど心停止になる前に助けるべき患者において、命の運命が握れる事を期待している。	-	-	救命救急士による閉鎖門鎖型呼吸器補助装置 (ARIS) の使用の是非については、救命救急士法を所管する厚生労働省において判断されるものであるが、現行法令においても「メド・カルゴ」ブランドの呼吸器補助装置を行った上で実施することは可能である。なお、平成28年度に、救命救急士によるAWSを用いた気管挿管についての医学的安全性、有効性等に関する検証事業を行い、当該検証事業の結果を踏まえ、AWSの使用が認められる具体的な実施体制について検討を行う予定である。	救命救急士の中には救命救急士に限定し、病院所有の救命自動車で非常搬送に従事するケースもあります。搬送時の患者状態急変により、救命車内で処置が必要になる場合も十分考えられ、医師の同意がない場合など、動画伝送などで、当該患者の心臓の音などが得られる場合には、地域MCのプロトコールによる対応は、救命救急士によるAWSを用いた気管挿管についての医学的安全性、有効性等に関する検証事業を有する閉鎖門鎖型呼吸器補助装置の使用が現行法下でも可能との判断でよいでしょうか?	-	-	本件については、厚生労働省において回答されるものである。						0 4 5 6 7 8	日本救急医学会 救命救急士法施行 規則第21条	北海道、東京都、東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府	福岡県 厚生労働省	